## 都市計画案に係る意見の要旨 (生産緑地地区の変更)

## 1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和7年8月27日 ~ 令和7年9月10日
意見書提出数	1通

## 2 都市計画案に係る意見の要旨

## 意見の要旨

- ・名古屋市は三大都市でありながら多くの生産緑地が残り、新規指定が少なからず あることは、都市づくりをする上で良いことと考える。しかし、除外される生産 緑地が多いことは、残念に思う。
- ・農地は、作物の生産のみならず、都市の緑被率向上、ヒートアイランド現象抑制、住宅地の過密化抑制により都市の魅力度を上げる効果もある。
- ・生産緑地の開発(転用)を進めると、緑地の減少だけでなく、空き家の増加、インフラ維持コストの増大リスクも生じる。また、工事に人員を割かれ、ますます 人手不足が亢進する。
- ・したがって、生産緑地を守り、生産緑地地区から除外される土地を減らすように 努めていただきたい。
- ・そのためには、生産緑地の要件緩和、離農の防止、新規就農の促進、耕作放棄地の農地としての活用が考えられる。例えば、区域の規模要件 300 平方メートル以上の緩和・地域農業の振興・市民農園の拡充等が考えられる。
- ・生産緑地を含む農地・山林の減少を防ぐことで、緑豊かで過ごしやすい都市づく りをお願いしたい。